

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団表彰規程

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下「財団」という。）表彰規程を次のように定める。

（目的）

第1条 この規程は、三重県内に居住又は勤務する者で、子ども若者の育成支援に関し、特に顕著な業績がある個人、団体を広く県民に顕彰することを目的とする。

（表彰事項）

第2条 理事長は、個人または団体で、次の各号の一に該当するもの（以下「被表彰者」という。）をこの規程の定めるところにより表彰する。

- 1 児童・青少年育成活動が他の模範であると認められるもの
- 2 健全な家庭づくり運動の推進活動が特に顕著であると認められるもの
- 3 環境浄化並びに非行防止活動が他の模範であると認められるもの
- 4 社会奉仕等の活動が他の模範であると認められるもの
- 5 前各号に定めるもののほか児童・青少年育成活動が特に顕著であると認められるもの

（表彰候補者の推薦）

第3条 表彰候補者は、市町教育委員会及び青少年育成市町民会議等が推薦する。

（表彰審査会）

第4条 推薦のあった被表彰者について、その適否を審査するため、審査会を置く。

- 2 審査会は、財団役員、外部委員等の10名以内により構成し、委員長は互選により決定する。
- 3 直接の利害関係者は、審査に加わらない。
- 4 審査会は、非公開とする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、推薦のあった候補者の中から、財団表彰審査会の審査に基づき決定する。

(表彰方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。表彰状に記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、別に定める期日、場所において行う。ただし、理事長が緊急と認めるときは、必要の都度表彰することもできる。

(実施細目)

第8条 この規程の実施について必要な表彰基準、推薦様式等は別に定める。

(個人情報の保護)

第9条 この事業により取得した個人情報は、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団個人情報保護実施要領に基づき適正な取り扱いをする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年9月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。